

子ども食堂運営費高騰対策支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物価高騰の長期化により、主に子どもを対象に無料又は低額で食事を提供する子ども食堂等（以下「子ども食堂」という。）において、米価等の負担増が継続している状況に鑑み、県内の子ども食堂を運営する事業者に対し、子ども食堂運営費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給するために、必要な事項を定める。

(対象事業者の要件)

第2条 支援金は別表第2欄の支給対象者に支給するものとする。

2 支給対象者は次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和7年7月1日現在で鳥取県内において、子ども食堂を実施していること。
- (2) 施設等の開設者が県又は市町村（一部事務組合含む。）ではないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(支給額等)

第3条 支援金の支給額は、別表第3欄の支給単価に定める額とする。

2 支援金の支給は、1回限りとする。

(支給申請期間)

第4条 支援金の支給申請は、令和7年7月1日から同年8月29日までにを行うものとする。

(支給申請方法)

第5条 支援金の支給申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）は、子ども食堂運営費高騰対策支援金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を別表第4欄の支給申請書提出先に提出するものとする。

2 支給申請は、事業者単位で行うものとする。

(支給の決定等)

第6条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤等がないか点検し、適正なものであると認めるときは、これを受理するものとする。

2 知事は、受理した支給申請書を、本要領に基づき審査し、適正であると認めるときは、支援金の支給を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により支援金の支給を決定したときは、申請事業者に対して、子ども食堂運営費高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により、当該支給申請書を受けた日から30日以内に通知するものとする。

4 知事は、支援金の支給決定通知を行ったときは、支給決定額を申請事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(支援金の返還)

第7条 知事は、支援金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明したときは、当該事業者に対して支給した支援金の支給決定を取り消して返還させるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本支援金の支給について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月26日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。なお、第3条第2項の規定について、改正前要領において受給した回数を含めない。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

| 1 対象事業 | 2 支給対象者 | 3 支給単価 | 4 支給申請書提出先 |
|-----------------------------|---|----------------------|--------------------|
| <p>子ども食堂運営費高騰 対策支援金</p> | <p>子ども食堂 ただし、市町村から事業の委託を受けて運営している施設を除く。</p> | <p>1施設当たり25,000円</p> | <p>子ども家庭部家庭支援課</p> |